長崎県公立高等学校 P T A 連合会 委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、長崎県公立高等学校PTA連合会(以下、本会という)規約第11条 に基づき、委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

- 第2条 委員会は、会長から諮問された事項の調査研究にあたり、会長に答申する。
 - 2 委員会は、本会活動推進にかかわる需要事項について、会長に提言することができる。
 - 3 全国高等学校 P T A 連合会及び九州地区高等学校 P T A 連合会の各種委員会からの付議事項について審議し、答申するものとする。

ただし、答申内容は本会会長に報告しなければならない。

(各委員会と審議事項)

- 第3条 本会の活動を充実促進するため、次の委員会を置き、各項に記す事項を審議する。
 - (1)総務委員会
 - ・本会の会則、諸規程等、会の運営に関すること。
 - ・各委員会活動間の調整に関すること。
 - ・他の委員会の所掌に属さないこと。
 - (2) 健全育成委員会
 - ・高校生の健全育成事業及び活動に関すること。
 - ・高校生の交通安全活動の推進に関すること。
 - ・環境浄化等に関すること。
 - ・その他、必要な事項。
 - (3) 進路対策委員会
 - ・高校生の進路(進学・就職)等に関すること。
 - ・情報の収集、調査及び研修に関すること。
 - ・その他、必要な事項。
 - (4) 調査広報委員会
 - ・望ましい高校PTAのあり方に関すること。
 - ・広報活動の推進に関すること。
 - ・その他、必要な事項。

(構成)

第4条 委員会の構成は、本会会長、副会長、理事をもってあてる。 ただし、各委員会に校長理事1名をおく。

(委員長等の選任)

- 第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名をおく。
 - 2 委員長及び副委員長は、原則として本会正副会長の輪番制とし、各委員は理事の 輪番制とする。

ただし、本会会長が全国高等学校PTA連合会または九州地区高等学校PTA連合会の委員長または委員を務めるときは、本会当該委員会の委員長を兼ねるものとする。

(委員長・副委員長の任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し議長となる。

- 2 委員長は、委員会活動に関する計画および結果について、理事会に報告する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは委員長の職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。

(議事録の作成)

第8条 委員会の議事録は、原則として当該委員会の校長理事委員によって作成し、速や かに本会会長に報告しなければならない。

議事録には、議長(委員長)が署名捺印をしなければならない。

附 則 本規程は、平成5年6月8日より施行する。

本規程は、令和2年4月1日より一部改正し施行する。

なお、別添の委員会所掌事項については、本規程第3条へその事項 内容を規定したことにより廃止とする。